

香川縣市町総合事務組合負担金条例

平成16年6月23日

条 例 第 1 4 号

改正	平成17年2月23日	条例第1号
	平成18年3月20日	条例第5号
	平成19年2月23日	条例第6号
	平成19年8月22日	条例第13号
	平成21年2月25日	条例第1号
	平成21年2月25日	条例第4号
	平成22年2月18日	条例第4号
	平成22年8月11日	条例第12号
	平成24年2月16日	条例第2号
	平成27年1月8日	条例第2号
	平成31年2月22日	条例第3号
	令和3年2月15日	条例第2号
	令和5年2月20日	条例第5号
	令和6年2月21日	条例第3号
	令和6年8月15日	条例第5号

香川縣市町職員退職手当組合負担金条例（昭和33年条例第2号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、香川縣市町総合事務組合規約（16自振第18114号。以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、香川縣市町総合事務組合（以下「組合」という。）の共同処理する事務に要する経費として、規約第2条に規定する組合を組織する市町、一部事務組合及び広域連合（以下「構成団体」という。）が組合に納付する額（以下「負担金」という。）及びこれに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 退職手当支給事務に係る負担金

（退職手当支給事務に係る負担金の種類）

第2条 規約別表第2の左欄第1号に掲げる事務（以下「退職手当支給事務」という。）を共同処理する構成団体の負担金は、退職手当普通負担金及び退職手当特別負担金とする。

（退職手当普通負担金）

第3条 退職手当支給事務を共同処理する構成団体は、香川縣市町総合事務組合退職

手当条例（昭和 33 年条例第 1 号。以下「退職手当条例」という。）に規定する退職手当の支給に要する費用及び組合事務費に充てるため、退職手当普通負担金として、次の各号に定める職員に係る給料月額（退職手当条例附則第 16 項に規定する給料月額 7 割措置の適用を受ける場合は、当該給料月額 7 割措置による月額）にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を負担する。

(1) 特別職の職員（退職手当条例第 6 条の 6 第 1 項に規定する特別職の職員をいう。） 1,000 分の 250

(2) 一般職の職員（前号以外の職員をいう。） 1,000 分の 175

(3) 前 2 号によりなお不足を生じたときは、組合の議会で定めた金額

2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律（平成 12 年法律第 50 号。第 4 条の 2 において「公益的法人等派遣法」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づき定められた構成団体の条例の規定により派遣された職員に係る給料月額については、同法第 2 条第 3 項に規定する派遣先団体から現に支給される報酬で構成団体から申し出た額とする。

3 第 1 項及び前項に規定する負担金については、その月分を毎月末日までに納付しなければならない。

4 第 1 項から前項までに規定する負担金に過誤納があったときは、翌月において精算する。

（一般の退職手当に係る退職手当特別負担金）

第 4 条 退職手当支給事務を共同処理する構成団体は、一般の退職手当（退職手当条例第 2 条の 4 に規定する一般の退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受ける職員が、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職し、退職手当条例第 3 条から第 5 条の 3 まで及び附則第 19 項の規定又は職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職し、若しくは勤務公署の移転により退職し、退職手当条例第 5 条第 1 項、第 5 条の 2、第 5 条の 3 及び第 6 条の 5 第 1 項並びに附則第 20 項、第 21 項及び第 22 項の規定の適用により退職手当の支給を受けた場合には、当該退職に係る退職手当の基本額からその者が当該退職日給料月額を基礎として、自己の都合により退職したと仮定した場合における退職手当条例第 3 条及び附則第 12 項から第 15 項までの規定により計算して得た退職手当の基本額を控除した額を負担しなければならない。

(収支差額による退職手当特別負担金)

第4条の2 退職手当支給事務を共同処理する構成団体は、各年度において、その年度の前々年度末までに、当該団体の職員に支給した退職手当額の総額が、当該団体が組合に納付した退職手当普通負担金及び退職手当特別負担金の総額を上回る場合には、その差額に相当する額に100分の10を乗じて得た額を退職手当特別負担金として負担するものとする。

(引継時退職手当特別負担金)

第4条の3 公益的法人等派遣法第10条第2項に規定する退職派遣者が同法第10条第1項の規定により引き続き第2条に規定する構成団体に採用されたとき（以下この条において「引継時」という。）は、当該団体は、職員が採用されたときの給料月額に、派遣期間にかかる月数に第3条第1項に規定する負担割合を乗じた額の合計額を引継時退職手当特別負担金として負担しなければならない。

(退職手当条例第7条第5項の規定の適用を受ける者のうち特別の定めのある者に対する退職手当に係る退職手当特別負担金)

第4条の4 組合と退職手当特別負担金について特別の定めのある構成団体は、退職手当条例第7条第5項の規定による職員以外の地方公務員としての在職期間を有する者が、同条例第21条に該当することなく退職し、一般の退職手当を支給された場合は、その者の職員以外の地方公務員としての在職期間（以下この条において「通算期間」という。）に対応する退職手当の基本額に相当する額（その者が現に退職した理由と同一の理由により退職時の給料月額で通算期間の勤続期間で退職したと仮定して計算して得た退職手当の基本額に相当する額をいう。）を退職手当特別負担金として組合に納付しなければならない。

2 前項に規定する構成団体とは、同項の規定に該当する者が、退職手当の支給を受けることとなったときに所属した構成団体をいう。

(納付期限)

第5条 第4条、第4条の3及び前条に規定する退職手当特別負担金は、職員が退職手当を受けた月の属する年度内に納付するものとする。

2 第4条の2に規定する退職手当特別負担金は、当該年度内に納付するものとする。

第3章 消防補償等事務及び賞じゅつ金等事務に係る負担金

(消防補償等事務及び賞じゅつ金等事務に係る負担金の種類)

第6条 規約別表第2の左欄第2号から第7号までに掲げる事務を共同処理する構成団体の負担金は、消防普通負担金及び消防特別負担金とする。

2 規約別表第4の左欄第2号に係る右欄中消防職員定数、消防団員定数及び海防団員定数とあるのは、当該年度の前年の10月1日現在の構成団体における条例による定数とし、人口とあるのは、国勢調査人口とする。

(消防普通負担金)

第7条 規約別表第2の左欄第2号から第6号までに掲げる事務（以下「消防補償等事務」という。）を共同処理する構成団体は、香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第6号）の規定に基づく公務災害補償に要する費用、香川縣市町総合事務組合退職報償金支給条例（平成16年条例第7号）の規定に基づく退職報償金の支給に要する費用及び組合事務費としての費用に充てるため、並びに規約別表第2の左欄第7号に掲げる事務（以下「賞じゅつ金等事務」という。）を共同処理する構成団体は、香川縣市町総合事務組合消防賞じゅつ金等条例（平成16年条例第8号。以下「賞じゅつ金等条例」という。）の規定に基づく賞じゅつ金並びに弔慰金及び見舞金の支給に要する費用に充てるため、消防普通負担金として、規約別表第4の左欄第2号に係る右欄に掲げるそれぞれの額を負担する。

(消防特別負担金)

第8条 消防特別負担金は、賞じゅつ金等条例の規定に基づく賞じゅつ金の授与を受けたことにより、当該構成団体が国より交付を受けた特別交付金の額とする。

(納付期限)

第9条 消防普通負担金の納付期限は、当該年度の4月20日とする。ただし、特別な事情がある場合又はやむを得ないと認められる場合は、管理者が定めた期日を納付期限とする。

2 消防特別負担金の納付期限は、当該構成団体が国より特別交付金を受けた日の属する月の翌月の末日とする。

第4章 非常勤補償等事務及び学校医等補償事務に係る負担金

(非常勤補償等事務及び学校医等補償事務に係る負担金)

第10条 規約別表第2の左欄第8号に掲げる事務（以下「非常勤補償等事務」という。）及び規約別表第2の左欄第9号に掲げる事務（以下「学校医等補償事務」という。）を共同処理する構成団体の負担金は、非常勤普通負担金及び非常勤特別負担

金とする。

(非常勤普通負担金)

第 11 条 非常勤補償等事務を共同処理する構成団体は、非常勤職員の毎年 4 月 1 日現在の在職者数に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を乗じて得た額を毎年 5 月末日までに非常勤普通負担金として納付しなければならない。

(1) 議会の議員及び一部事務組合の議員 1,750 円

(2) 執行機関たる委員会の委員、非常勤の監査委員及び財産区議会の議員（管理委員を含む。） 1,300 円

(3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 1,100 円

(非常勤特別負担金)

第 12 条 非常勤補償等事務を共同処理する構成団体は、前条に該当する職員が、非常勤補償条例に基づき補償を受けた場合に限り、その補償額の 100 分の 30 に相当する額を、当該職員が補償金の支給を受けた月の翌月の末日までに非常勤特別負担金として納付しなければならない。

2 学校医等補償事務を共同処理する構成団体は、香川県市町の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成 16 年条例第 10 号)に基づき補償を受けた場合に限り、その補償額の 100 分の 100 に相当する額を、当該学校医等が補償金の支給を受けた月の翌月の末日までに非常勤特別負担金として納付しなければならない。

第 5 章 負担金の精算

(組合を脱退する場合の負担金の精算)

第 13 条 退職手当支給事務を共同処理する構成団体が組合を脱退する場合においては、既に納付した退職手当普通負担金の 60 分の 58 に相当する額及び退職手当特別負担金と、当該構成団体の職員に支給した退職手当の総額との差額を還付又は徴収する。

第 14 条 消防補償等事務を共同処理する構成団体が組合を脱退する場合においては、負担金の精算は行わない。

2 賞じゅつ金等事務を共同処理する構成団体が組合を脱退する場合においては、既に当該構成団体が組合に納付した消防普通負担金のうち賞じゅつ金等事務に係る

負担金の額と、既に組合が賞じゅつ金等条例の規定による賞じゅつ金並びに弔慰金及び見舞金を当該構成団体における消防職員、消防団員及び海防団員並びに消防作業従事者等に支払った総額との差額を還付又は徴収する。

第 15 条 非常勤補償等事務を共同処理する構成団体が組合を脱退する場合においては、既に当該構成団体が組合に納付した非常勤普通負担金及び非常勤特別負担金の総額の 100 分の 95 に相当する額と、組合が当該構成団体の職員に実施した補償の総額との差額を還付又は徴収する。

2 学校医等補償事務を共同処理する構成団体が組合を脱退する場合においては、負担金の精算は行わない。

3 第 1 項の規定における補償の総額のうち、組合が実施した補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合には、組合が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得し、第三者から支払いを受けた額を控除した後の残額を含むものとする。

第 16 条 構成団体が市町の廃置分合により消滅するために組合を脱退するもののうち、市町の廃置分合により消滅する市町及び一部事務組合（以下「合併前市町等」という。）の全部が当該廃置分合の日前に組合に当該事務を共同処理するため加入していた場合であって、市町の廃置分合によって新たに設置された市町（以下「合併後市町」という。）が引き続き当該事務を共同処理するため、組合に加入する場合は、第 13 条、第 14 条第 2 項及び前条の規定にかかわらず、負担金の精算は行わない。

2 前項の場合において、合併前市町等が納付した負担金及び組合が当該合併前市町等の職員に支給した退職手当、当該合併前市町等の職員に支給した賞じゅつ金、弔慰金及び見舞金並びに当該合併前市町等の職員に実施した補償は、合併後市町が納付した負担金及び組合が当該合併後市町の職員に支給した退職手当、当該合併前市町等の職員に支給した賞じゅつ金、弔慰金及び見舞金並びに当該合併後市町の職員に実施した補償とする。

（一部の共同処理する事務の構成団体でなくなる場合の負担金の精算）

第 17 条 規約別表第 2 の左欄第 1 号から第 9 号までに掲げる事務のうち、複数の事務を共同処理する構成団体が、一部の事務について、当該事務を共同処理する構成団体でなくなる場合においては、当該事務の負担金の精算について、第 13 条から

第 15 条までの規定を準用する。この場合において、第 13 条から第 15 条まで中「組合を脱退する」とあるのは、「共同処理する事務の構成団体でなくなる」と読み替えるものとする。

(精算の期日)

第 18 条 第 13 条、第 14 条第 2 項、第 15 条第 1 項及び前条に規定する負担金の精算は、管理者の指定する日までに行う。

第 6 章 組合に加入する場合の負担金

(新たに組合の構成団体となる場合の加入負担金)

第 19 条 退職手当支給事務を共同処理する構成団体以外の地方公共団体が、新たに退職手当支給事務を共同処理するため、組合に加入する場合においては、組合は、当該地方公共団体の職員に係る退職手当に関する事務を承継し、当該地方公共団体は、組合の議会により定めた額を加入時に加入負担金として組合に納付しなければならない。

2 前項に規定する当該地方公共団体は、組合との協議の上、加入負担金を加入日の属する年度を初年度とした 5 ヶ年度以内に一括（原則として初年度に限る。）または年割の方法により組合に納付するものとする。

3 第 1 項及び前項に規定する加入負担金は、第 13 条の規定による組合脱退時における精算金の算定及び年度ごとの団体収支の算定には、これを算入しないものとする。

第 20 条 消防補償等事務を共同処理する構成団体以外の地方公共団体が、新たに消防補償等事務を共同処理するため、組合に加入する場合においては、加入負担金は徴収しない。

2 賞じゅつ金等事務を共同処理する構成団体以外の地方公共団体が、新たに賞じゅつ金等事務を共同処理するため、組合に加入する場合においては、当該地方公共団体は、組合の議会により定めた額を加入時に加入負担金として、組合に納付しなければならない。

第 21 条 非常勤補償等事務及び学校医等補償事務を共同処理する構成団体以外の地方公共団体が、新たに非常勤補償等事務を共同処理するため、組合に加入する場合においては、加入負担金は徴収しない。

第 22 条 合併前市町等の全部が当該廃置分合の日前に組合の当該事務を共同処理す

る構成団体であって、合併後市町が引き続き当該事務を共同処理するため、組合に加入する場合は、第 19 条及び第 20 条第 2 項の規定にかかわらず加入負担金は徴収しない。

第 7 章 督促及び延滞金

(督促並びに延滞金)

第 23 条 構成団体の退職手当普通負担金及び退職手当特別負担金が納期限までに完納されない場合においては、納期限後 20 日以内に督促するものとする。

2 組合は、前項の規定により督促したときは、組合に納付すべき退職手当普通負担金及び退職手当特別負担金の額（既に納付された金額及び 1,000 円未満の端数を除く。）100 円につき、日歩 4 銭の割合で納期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した金額を延滞金として徴収する。ただし、滞納の理由がやむをえないものと管理者が認めたときは、この限りでない。

第 24 条 非常勤負担金及び非常勤特別負担金を納期限内に納入しないときは、管理者は納期限を付して督促するものとする。

2 前項の負担金に対しては、日歩 4 銭の延滞金を徴収する。ただし、滞納の理由がやむをえないものと管理者が認めたときは、この限りでない。

第 8 章 端数計算

(端数計算)

第 25 条 この条例による負担金の計算において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第 9 章 補則

(補則)

第 26 条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

(特例措置)

第 2 条 三豊総合病院企業団については、当分の間、第 3 条第 1 項第 2 号中「1,000 分の175」とあるのは「1,000 分の65」とし、第 4 条の規定は適用しない。

第 3 条 さぬき市のうち、病院事業会計部分については、当分の間、第 3 条第 1 項第

2号中「1,000分の175」とあるのは「1,000分の100」とする。

(平成26年給与改定に伴う特例)

第4条 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間におけるこの条例第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、同条例第3条第1項中「に係る給料月額」とあるのは「に適用されていた給料表の給料月額欄に定める額（以下「給料月額欄に定める額」という。）」と、同条例第4条第1項第1号中「による給料月額」とあるのは「による給料月額欄に定める額」と、同項第3号中「退職日給料月額」とあるのは「退職日に適用されていた給料月額欄に定める額」とする。

(定年引上げ期間に係る退職手当普通負担金の特例)

第5条 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間、第3条第1項第2号、同条第2項、附則第2条及び第3条の規定は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により得られた額に100分の55を乗じて得た額とする。

(香川県広域水道企業団への身分移管に伴う退職手当普通負担金の一部返還に関する特例)

第6条 退職手当支給事務を共同処理する構成団体の職員が、引き続いて香川県広域水道企業団（以下この条において「水道企業団」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続いて水道企業団の職員となった場合には、当該職員が水道企業団の職員となった日の前日において自己の都合により退職したものとして退職手当条例の規定により計算された退職手当の額に相当する額を、当該構成団体に、当該構成団体が既に納付した退職手当普通負担金から返還することができるものとする。この場合において、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例（平成16年条例第13号）第2条第1号に規定する退職手当基金の一部を、同条例第5条第3号の規定により処分して行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の香川縣市町総合事務組合負担金条例第4条の規定は、施

行日以後の退職に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、改正前の香川縣市町総合事務組合負担金条例第4条の規定を適用する。
(給料の切替えに伴う経過措置)

3 改正後の香川縣市町総合事務組合負担金条例第4条第1項第1号の規定の適用については、退職の1年前の号給が、切替え前の給料表による号給である場合には、構成団体の規定により切替え後の給料表に切替えたと仮定した号給を、退職の1年前の号給とみなす。

4 施行日以後の給料月額の変額改定によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含むものとする。(以下次項において「給料月額」という。)

(給与変額規定による負担金算定基礎となる給料月額の規定)

5 職員の給料の額が、給料月額から構成団体の規定により期間を定めて変額されている場合は、変額前の給料の額を給料月額とみなす。

附 則 (平成19年 条例第6号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 附則第4条の規定による改正後の香川縣市町総合事務組合負担金条例の一部を改正する条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日に地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により在職する収入役については、この条例による改正後の香川縣市町総合事務組合負担金条例(以下「新条例」という。)第3条第1号に規定する特別職等の職員として適用する。

第3条 新条例第4条第1項第3号の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、改正前の香川縣市町総合事務組合負担金条例第4条第1項第3号の規定を適用する。

(香川縣市町総合事務組合負担金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

第4条 香川縣市町総合事務組合負担金条例の一部を改正する条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附側第5項を附則第6項とし、附則第4項を附側第5項とし、附則第3項の前の見出しを削り、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 3 改正後の香川縣市町総合事務組合負担金条例第4条第1項第1号の規定の適用については、退職の1年前の号給が、切替え前の給料表による号給である場合には、構成団体の規定により切替え後の給料表に切替えたと仮定した号給を、退職の1年前の号給とみなす。

附 則（平成19年8月22日 条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月25日 条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則（平成21年2月25日 条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月18日 条例第4号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月11日 条例第12号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定及び附則第5項の規定は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 構成団体のうち市町にあっては、この条例による改正後の香川縣市町総合事務組合負担金条例（以下「新条例」という。）第4条の2中「100分の10」とあるのは平成23年度においては「100分の6」と、平成24年度においては「100分の8」とする。
- 3 構成団体のうち一部事務組合にあっては、当分の間、新条例第4条の2中「100分の10」とあるのは「100分の1.5」とする。
- 4 平成22年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例附則第2条に規定される構成団体におけるこの条例による改正前の香川縣市町総合

事務組合負担金条例の規定に基づく負担金は、新条例の規定に基づく負担金の内払いとみなす。

(香川縣市町総合事務組合負担金条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 香川縣市町総合事務組合負担金条例の一部を改正する条例（平成 19 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条を削る。

附則第 5 条を附則第 4 条とする。

附 則（平成 24 年 2 月 16 日 条例第 2 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 1 号、第 4 条第 2 項、第 13 条、第 14 条第 2 項、第 15 条第 1 項及び第 17 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の香川縣市町総合事務組合負担金条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項第 3 号の規定は、この条例の施行の日以降の退職による退職手当に係る負担金について適用し、同日前の退職による退職手当に係る負担金については、なお従前の例による。

(退職手当特別負担金の特例)

- 3 第 4 条第 1 項第 3 号の改正規定に掲げる退職事由による退職（当該退職に相当すると認められる勧奨による退職を含む。）に伴い、各年度において、当該構成団体の職員に支給した退職手当の総額が、当該構成団体の当該退職手当に係る新条例第 4 条第 1 項第 3 号の規定による退職手当特別負担金の総額を上回る場合には、その差額に相当する額を上限として、管理者は、議会において定める額を、議会において定める方法により、退職手当特別負担金として徴収することができる。

附 則（平成 27 年 1 月 8 日 条例第 2 号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の香川縣市町総合事務組合負担金条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 2 月 22 日 条例第 3 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の香川縣市町総合事務組合負担金条例第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた香川縣市町総合事務組合負担金条例第 4 条に規定する退職手当特別負担金について適用し、同日前に生じた退職手当特別負担金については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年 2 月 15 日 条例第 2 号)

(施行期日)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 2 月 20 日 条例第 5 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の香川縣市町総合事務組合負担金条例附則第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた退職手当普通負担金（香川縣市町総合事務組合負担金条例第 3 条に規定する退職手当普通負担金をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に生じた退職手当普通負担金については、なお従前の例による。

附 則 (令和 6 年 2 月 21 日 条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 8 月 15 日 条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。